

東京大学医科学研究所附属病院治験審査委員会標準業務手順書 新旧対照表

改正理由：遠隔会議システムによる委員会出席を認めるため、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p>(用語の定義) 特に本文中に断りがなければ、本手順書では、次のとおり用語を定義する。 「治験」：企業治験、医師主導治験又は製造販売後臨床試験 (以下、略)</p> <p>第1章： (略)</p> <p>第2章：治験審査委員会の構成 II-1-1からII-3-3 (略)</p> <p>II-4-1 (略)</p> <p>第3章から第8章 (略)</p>	<p>(用語の定義) 特に本文中に断りがなければ、本手順書では、次のとおり用語を定義する。 「<u>治験等</u>」：企業治験、医師主導治験又は製造販売後臨床試験 (以下、略)</p> <p>第1章： (略)</p> <p>第2章：治験審査委員会の構成 II-1-1からII-3-3 (略)</p> <p><u>II-3-4 (遠隔会議システム)</u> <u>委員は、委員長が必要と認める場合、双方向の円滑な意思疎通が可能な遠隔会議システムを利用して委員会に出席し、審議及び採決に参加することができる。</u></p> <p>II-4-1 (略)</p> <p>第3章から第8章 (略)</p>

附 則

- 1 本改訂は 令和2年3月18日より施行し、令和2年3月1日より適用する。